

平成25年度 事務補助員（臨時的任用職員） を募集

市役所および関係機関において、臨時的に勤務する職員
の選考試験を実施します。

応募資格 昭和28年4月2日
から平成7年4月1日までに
生まれた方で、パソコンの基
本操作（文書作成・表計算等）
ができる方

賃金 月額6600円

申込方法 人事課備え付けの

「申込用紙」に必要事項を記
入のうえ、人事課へ申し込ん
でください。「申込用紙」は、1
月29日(火)以降にお渡しします。

申込期間 2月8日(金)までの

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日は除く)

試験内容 筆記試験および小
作文試験を実施します。

試験日 2月23日(土)

※記載された個人情報等は目
的以外に使用しません。

勤務条件等問い合わせは 人

事課(☎22-11112)へ

平成25年度 ごみ収集作業補助員 （臨時的任用職員）を募集

応募資格 昭和26年4月2日

から平成7年4月1日までに
生まれた方

採用予定人員 6人

賃金 月額9500円

勤務時間 原則として月曜日
～金曜日の午前7時30分～午
後4時15分

申込方法 人事課備え付けの

「申込用紙」に必要事項を記
入のうえ、人事課へ申し込ん
でください。「申込用紙」は、1
月29日(火)以降にお渡しします。

申込期間 2月8日(金)までの

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日は除く)

試験内容 面接試験および体

力テストを実施します。

試験日 2月17日(日)

※記載された個人情報等は目
的以外に使用しません。

勤務条件等問い合わせは 人

事課(☎22-11112)へ

子どもの医療費助成対象の 拡大について

平成25年4月診療分から助
成対象が中学3年生修了まで
となります。

4月から中学2年生、3年生
になるお子さんの手続き

1月下旬に送付しています

関係書類をご確認のうえ、2
月28日(木)までに手続きして

ださい。

すでに、「受給者証」をお
持ちの0歳～小学6年生まで
のお子さんについては、手続
きの必要はありません。

申請先・問い合わせは 保険
年金課(☎22-11118)へ

高額療養費の支給申請

世帯の1カ月間の医療費の
自己負担額（一部負担金）が、
その世帯の自己負担限度額を
超えた場合、申請すると超え
た分が高額療養費として支給
されます。

阿南市国民健康保険加入者
が高額療養費に該当した場合
は、診療月の約2カ月後に、
手続きについてのお知らせを
世帯主の方に通知していま
す。通知が届いたら、お早目
に申請してください。

なお、高額療養費の支給申
請期間は2年間ですので、ご
注意ください。

※高額療養費の申請には領収
書が必要ですので、税金の確
定申告（医療費控除）を行う
場合は、先に高額療養費の支
給申請を行ってください。

申請に必要なもの

- ・保険証または印鑑
- ・世帯主の預金通帳

- ・手続きについてのお知らせ
 - ・領収書または支払額証明書
- 問い合わせは 保険年金課
(☎22-11118)へ

野球のまち阿南

審判員養成講習会

対象 高校生以上
日時 2月17日(日) 午前9時
～正午

場所 阿南第一中学校グラウ
ンド（雨天時は中止）

申込締切日 2月12日(火)

申込み・問い合わせは

野球のまち推進課(☎22-
1297)へ

第6回阿南市

人権教育・啓発市民講座

日時 2月26日(火) 午後2時
～3時30分

場所 文化会館1階 視聴覚
室

講師 阿徳島県国際交流協会
派遣講師 四宮アントニーさ
ん・季 錚さん

テーマ 「日本の文化・伝統
について思うこと」

※託児所の利用は2月19日(火)
までにお申し込みください。

問い合わせは 人権・男女参

画課(☎22-3094)へ

シリーズ 環境とくらし

(No.27)

ごみの野焼きはやめましょう

「窓が開けられない」など野
外焼却で苦情が寄せられます。
野外での焼却は「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律」で禁止
されています。ドラム缶やプロッ
ク積、地面に穴を掘っての焼却
は野焼きと同じです。一般廃棄
物の焼却は法律に従って廃棄物
焼却炉の新基準に適合した温
度管理のできる焼却炉で行って
ください。

ただ、昔ながらされているよ
うな農業・林業・漁業を営む
ためにやむを得ないものや、風
俗慣習上または宗教上の行事
を行うために必要な焼却は、周
囲の環境衛生上問題にならない
範囲で例外として認められてい
ます。

ごみは燃やさずに、分別して収
集日に出しましょう

家庭で剪定した枝は短く切っ
て燃えるごみとして出しましょ
う。燃やすと悪臭で近所の迷惑
になるだけでなくダイオキシ
ン類を発生させる恐れもありま
す。住みよい環境づくりにご協
力ください。

問い合わせは 環境保全課
(☎22-3413)へ

明谷梅林まつり

開園期間 2月3日(日)～3月20日(祝)
開園式 2月3日(日) 午前10時
場所 明谷梅林売店前
※有料駐車場(1台500円・20台駐車可)をご利用ください。
問い合わせは 商工観光労政課(☎22-3290)へ

消費生活センターだより

外国通貨の取引トラブルに注意

国内では換金が困難な外国通貨(イラクディナール、スーダンポンド)などの購入を消費者に持ちかけるトラブルが増えています。
勧誘の口は、「以前購入した未公開株や社債を買い取る代わりにスーダンポンドを買ってほしい」「あとで2倍の値段で買い取る」「両替しておけば高値がつくのもうかる」など、いわゆる「劇場型勧誘」が後を絶ちません。
なかには、実在する金融機関や公的機関、法律事務所を名乗って消費者を信用させるケースもあります。
しかし、実際には買い取られることはなく、しばらくし

阿南警察署だより

忘れないで!

自転車の交通ルール

- ・ 自転車に乗るときは、交通ルールを守って、安全な運転を心掛けましょう。
 - ・ 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ・ 車道は左側を通行
 - ・ 歩道は歩行者優先で、車道を徐行して通行
 - ・ 交通安全ルールを守る
 - ・ 子どもはヘルメットを着用
- 問い合わせは 阿南警察署 (☎22-0110) へ

あぶない!こんなに事故が

交通事故	件数	237件 (2,684)
	死者	1人 (3)
	負傷者	27人 (359)
救急	件数	304件 (3,270)
	搬送人員	285人 (3,140)
火災	件数	2件 (32)
	損害額	0千円 (16,013千円)

●阿南署管内平成24年12月分合計
※カッコ内は平成24年1月からの累計

球場へ行こう!
JAアグリあなんスタジアム

○野球観光ツアー
2月23日(土) 13:00～
税務研究会(東京都)

問い合わせは
野球のまち推進課(☎22-1297)へ



光のまちステーションプラザ
2月の催し

■展示コーナー
10:00～20:00 ※最終日は15時まで
○ガラス 二人展 5日(火)～17日(日)
○墨絵展 19日(火)～3月3日(日)

■体験コーナー
○とんぼ玉を使ったストラップ・アクセサリー 9日(土) 13:00～15:00
【参加費】500円
【定員】15人
【申込締切日】7日(休)

阿波踊り活竹人形作り、星形あんどん作り 常時開催中!

問い合わせは
光のまちステーションプラザ (☎24-3141) へ

阿南税務署からのお知らせ

申告相談会場(署外会場)の案内

税務署における所得税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む)および贈与税の申告相談を次のとおり行います。
場所 商工業振興センター2階 展示ホール
期間 2月1日(金)～3月15日(金)(土・日曜日および祝日を除く)
※この期間は、阿南税務署内には申告相談会場を設けておりませんので、ご注意ください。
受付時間 午前9時～午後4時
※混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

記帳義務の拡大

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存制度が、平成26年1月からは事業所得等を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の

必要がない方を含みます)にその適用が拡大されます。
記帳・帳簿等の保存制度やホームページに掲載されていますので、ご覧ください。
※国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

贈与税の申告と納税

平成24年中に財産の贈与を受け、次に該当する方は、2月1日(金)から3月15日(金)までに贈与税の申告と納税が必要です。
問い合わせは 阿南税務署 (☎22-0414) へ

- なお、平成24年分から贈与税の申告についてもe-ITAによる申告が可能です。
(贈与税の申告が必要な方)
・ 110万円を超える財産の贈与を受けた方
・ 相続時精算課税制度を適用する方
・ 住宅取得等資金の非課税制度(住宅資金非課税限度額1千万円または1500万円)を適用する方
・ 配偶者控除の特例(配偶者控除2千万円)を適用する方
問い合わせは 阿南税務署 (☎22-0414) へ

阿南 de 愛隊が贈る恋活イベント
イタリアンクッキング de 出逢いを!

参加者募集

日時 3月23日(土) 18:00～21:00 (受付17:30)
場所 ひまわり会館3階 グルメルーム
対象 25歳以上45歳以下の独身男女
定員 男性18人、女性18人 (応募多数の場合は抽選)
参加費 男女とも2,000円(当日集金)
内容 イタリアン料理作りを体験しながら恋活。初心者の方も大歓迎!
募集期間 2月4日(月)～3月15日(金)
主催 阿南 de 愛隊

申込み・問い合わせは
SUDATI ラボ
(☎088-612-7151) へ
メールアドレス sudatilab10@gmail.com
※お申し込みの際に、住所・氏名・年齢・性別・連絡先をお伝えください。

「第12回全国歴史の道会議(徳島県大会)」 **成功させよう! 全国大会** 2013年10月 「日本女性会議〈男女共同参画〉2013 あなん」

分科会活動の紹介(1)

「介護・地域医療」分科会

斎 芳宏さん(羽ノ浦町)

少子高齢化と核家族の増加により、在宅での介護が困難になっていきます。また、今まで介護を担うことの少なかつた男性にその役割が求められる、慣れない介護に過剰なストレスがかかり、なかには高齢者虐待などの問題も生じてきています。

男女が協働で多くの課題を解決するために、全国各地からの参加者のみなさんとワークショップを行うなど、一緒に考え、具体的な解決策を発信できればと考えています。



分科会の様子

市役所庁舎に懸垂幕を設置

日本女性会議開催に向けての機運の高揚と大会の成功を祈り、市では市役所庁舎に懸垂幕を設置しています。



問い合わせは 日本女性会議(男女共同参画) 2013あなん実行委員会事務局(☎24-13750)へ

「歴史の道」とは

古来より文物や人々の交流の場となった道は、地域の発展に多くの役割を果たしています。時代とともに道の姿は変わっていきまが、沿道には古くからの文化・生活を垣間見ることができ、また文化的な素材が多く残る道があります。こうした道の沿線に残る歴史的・文化的遺産を総合して「歴史の道」と呼んでいます。

「歴史の道」の選定基準の大原則は、土道・石畳道・道形などが一定区間良好な状態で残っているもので、いわゆる「古道」としての景観がよく残る道です。全国の例を見ても、青森県「奥州街道」、栃木県「日光杉並木街道」、長野県「中山道」、三重県と滋賀県にまたがる「東海道」、三重県と奈良県の「伊勢本街道」、三重県と奈良県の「熊野参詣道」、和歌山県「高野山参詣道」、島根県「石見銀山道」などがありますが、阿南市の「阿波遍路道(太龍寺道・いわや道・平等寺道・かも道)」もほかの「歴史の道」に劣らない素晴らしい魅力を持った道です。

本年10月に阿南市で開催される「全国歴史の道会議」では、これら全国の「歴史の道」に携わる関係者が一堂に会し、「歴史の道」の在り方などについて意見・情報交換を行います。他県の先進的な活用事例も学ぶことができるでしょう。市民の皆さんにも参加していただき、「歴史の道」の活用について一緒に考えていきたいと思います。

問い合わせは
文化振興課(☎22-1798)へ

阿南市人権教育研究大会にご参加ください

阿南市人権教育研究大会を次の日程で開催します。多数ご参加ください。

趣 旨 同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を自らの課題として捉え、人権教育・啓発活動の具体的な実践について研究する。

日 時 2月9日(出) 10:00～16:00(予定) **参加費** 700円(弁当・お茶付き)

研究内容および会場

〈全体会〉 夢ホール(文化会館) 講演 演題 不登校109日からの復活「奇蹟の物語」
 ～命から絆を紡ぐ人権学習～
 講師 石井町高原小学校 教頭 島村 孝さん

〈分科会〉

会 名	会 場	研 究 概 要
就 学 前 教 育	文化会館 2階 研修室	就学前人権教育の意義と目的を明らかにし、その重要性について、保護者・地域への啓発や教育(保育)内容をどのように実践しているか。
小・中学校教育	富岡公民館 2階 ホール	心豊かでたくましい阿南の子どもを育てるために、人権意識を高めながら連帯感のあるPTA活動を推進しよう。 学校・家庭・地域が連携し、一体となった地域の教育力の大切さが叫ばれています。PTA活動や地域活動を中心とした子ども・教職員・家庭・地域が連携した人権教育・啓発をどのように進めているか、参会者が思いを伝え合う中で考えていきましょう。
高校・高専・特別支援学校教育	ロイヤルガーデン ホテル 2階 サローネの間A	「身元調査お断り」ワッペン運動の輪をさらにひろげ、一人ひとりの人権意識の高揚を図ろう。 ー身元調査と私たちのくらしー 高度情報化社会の到来により、たいへん便利になった反面、インターネットをはじめ生活のあらゆる場面において人を傷つける情報も後を絶ちません。今一度、一人ひとりがしあわせに生きられるために、何をしなければならぬか考えてみましょう。
社 会 教 育	文化会館 1階 視聴覚室	人権を確立し、すべての人の命と健康が守られる社会を創ろう。 ～相手の立場に立ち、広く豊かな心を育み、人権が尊重され共に生きる社会づくりを進めよう～ すべての市民が日常のさまざまな生活を「人権」と結びつけて考え、あらゆる差別や不合理を解消する取り組みを進めるための教育・啓発活動を共に考えましょう。
企 業 ・ 職 域	ロイヤルガーデン ホテル 2階 サローネの間B・C	市内のすべての企業が人権問題を学習し、お互いの人権を守り差別のない明るい職場をつくろう。 企業内の人権教育・啓発への取り組み体制(社内指導者の養成等)を見直し、強化することにより、企業人・社会人としての資質の向上をめざした実践活動を推進しましょう。
行 政	ロイヤルガーデン ホテル 別館 レジエнда	公務員として要請されている課題と使命を十分認識し、常に人権の視点で業務を遂行しているか。 「阿南市人権施策基本方針」の趣旨に基づき「人権尊重のまちづくり」に取り組んでいるか。 人権教育・啓発の諸事業を通じて、関係機関・職場・地域との連携を密にした実践活動を推進しているか。

※託児を希望される方は、2月4日(月)までに人権教育課へお申し込みください。

申込み・問い合わせは 人権教育課 (☎ 22 - 3392) へ